

能代山本広域風力事業組合「（仮称）能代山本広域風力発電事業計画段階
環境配慮書」に対する意見について

平成29年6月20日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）能代山本広域風力発電事業計画段階環境配慮書」について、能代山本広域風力事業組合に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 秋田県能代市、山本郡八峰町、三種町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 240,000kW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 3月22日
環境大臣意見受理	平成29年 6月 2日
経済産業大臣意見	平成29年 6月20日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松井
電話03-3501-1742（直通）

能代山本広域風力事業組合「（仮称）能代山本広域風力発電事業計画段階 環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在している。本配慮書における計画段階配慮事項の評価結果は、今後、事業実施想定区域を絞り込むことを前提に、調査及び予測を行い、その結果を踏まえ環境保全措置の検討を行うことで重大な影響を回避・低減することが可能としているが、本配慮書手続の中では、上述の絞り込みの際に対象事業実施区域から除外することを想定している範囲が示されないこと等から、今後適切な区域の絞り込みが行われるか現段階では判断できず、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）によっては、重大な環境影響が懸念される。

このため、対象事業実施区域の設定に当たっては、騒音及び風車の影に関して生活環境への重大な影響が避けられない住居等及びその近傍を当該区域から除外する等、配慮書における評価結果の前提としている事業実施想定区域の絞り込みを適切に行うこと。

さらに、上述の区域の絞り込みの後、対象事業実施区域の更なる絞り込みを行う場合には、その絞り込みによって、配慮書における評価結果と比較して重大な環境影響の程度にどのような変化が生じるかを調査、予測及び評価し、その経緯を方法書において明確にすること。

（2）累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、複数の他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等

を検討すること。

（３）事業計画の見直し

１．（１）及び（２）並びに２．（１）、（２）及び（４）により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（４）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

２．各論

（１）騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（３）水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の河川のほか、能代市上水道の取水地点等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川、沢筋等からの距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺では、イヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、「生物多様性保全上重要な湿地」（平成28年4月環境省）に選定された「八郎潟を含む秋田平野湖沼群」が存在し、ガン・カモ類等の渡り鳥の飛来地及び渡り経路となっていることなどから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2・3・5回調査（特定植物群落調査）における特定植物群落及び第6・7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生並びに森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林が存在し、当該区域及びその周辺は自然環境の保全上重要な地域であることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により特定植物群落及び自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、植物及び生態系への重大な影響が懸念される場合は、既存道路及び無立木地を活用すること等により、これらの重要な自然環境のまとまりの分断を回避するとともに、改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。